

ウェルカムメッセージ表示サービス利用約款

(目的)

第1条 この約款は、成田国際空港株式会社(以下、「会社」といいます。)が成田国際空港(以下、「成田空港」といいます。)第1・2・3旅客ターミナル到着ロビーに設置するデジタルサイネージ(以下、「デジサイ」といいます。)において、訪日される外国旅券を有するお客様(ただし、再入国許可を有する者を除きます。)の到着を歓迎するためのメッセージ(以下、「ウェルカムメッセージ」といいます。)を表示するサービスを提供するにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

(対象団体)

第2条 ウェルカムメッセージの表示は、日本国内で開催される国際会議、展示会その他の多人数が参集する会合(以下、「国内会合」といいます。)に海外から参加される団体のお客様(以下、「対象団体」といいます。)へ向けたものとし、その他のお客様への表示はできません。

(申込者)

第3条 ウェルカムメッセージの表示サービスの利用申込み(以下、「表示申込み」といいます。)ができるのは、対象団体が参加される国内会合の主催者、招聘者その他これらに準ずる団体(以下、「申込者」といいます。)のみとします。

(表示場所)

第4条 ウェルカムメッセージの表示サービスは会社のウェブサイト

(http://www.naa.jp/jp/action/i_airport/welcome_message.html) (以下、「案内サイト」といいます。)に掲載する場所のデジサイ(以下、「表示場所」といいます。)にて提供します。

(表示方法)

第5条 ウェルカムメッセージは、申込者が表示申込みに際し選択した言語を構成する文字によって表示します。なお、文字の大きさ等レイアウトの決定は全て会社の裁量に委ねるものとします。

2 ウェルカムメッセージの背景は、会社が案内サイトに掲載するテンプレートから一つを選択するものとします。

3 デジサイ上には、ウェルカムメッセージと併せて申込者の名称を表示します。

4 ウェルカムメッセージは、対象団体が到着するターミナルの表示場所に表示します。

(表示時間等)

第6条 ウェルカムメッセージの表示時間は1回につき15秒間とし、午前6時から午前0時のうち、申込者が表示申込みに際し希望した時間帯において、連続して最長1時間の範囲の中で複数回表示するものとしますが、申込者は回数その間の表示時間に関する指定はできず、前記事項以外は全て会社の裁量に委ねるものとします。ただし、会社が認めるときはこの限りではありません。(ア)

2 会社は、申込者が表示申込みに際し特定した到着便に遅れその他の変更があったとしても、表示日時等の変更はいたしません。ただし、会社が認めるときはこの限りではありません。

(料金)

第7条 ウェルカムメッセージの表示サービスは無料で提供するものとします。

(表示申込み)

第8条 申込者は、会社が案内サイトに掲載する申込みフォームにより表示申込みを行うものとし、その他の方法による表示申込みはできません。

2 申込者は、ウェルカムメッセージの表示を希望する日の2ヶ月前から、5営業日前までに、日本語又は英語により表示申込みを行うものとします。なお、営業日とは、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

3 表示申込みには、以下の記載が必要となります。

(1) 希望するテンプレート番号

(2) ウェルカムメッセージの内容及び表示言語。なお、表示言語は、日本語・英語・韓国語・中国語のうち、申込者の選択する1つの言語とし、その言語を構成する文字の書体は会社の裁量に委ねるものとします。

(3) 対象団体の名称及び代表者の氏名、対象団体の訪日理由、団体人数、到着日時、到着便名

(4) ウェルカムメッセージの表示希望日、時間帯

(5) 表示希望エリア

(6) 申込者の名称(団体名)、その代表者の氏名及び担当者の氏名

(7) 申込者の連絡先(電子メールアドレス及び電話番号)

(8) 申込者と対象団体とのご関係

4 会社は申込者から表示申込みがあったときは、表示申込みに際し記載された電子メールアドレス(以下、「申込アドレス」といいます。)に対し会社所定の内容の確認メールを速やかに送信することとし、かかる確認メールが表示申込者に到達した時をもって表示申込みを受け付けたものとします。なお、申込アドレスに誤りがあるなど確認メールが申込者に到達しない場合には、表示申込みを受け付けたことになりません。

(表示申込みの審査)

第9条 会社は、前条第4項に基づき表示申込みを受け付けた後、申込者が表示申込みを行うに際し会社に提供した情報に基づき、次条に定める審査基準に依拠して表示申込みの審査をいたします。

2 会社は、表示申込みの審査結果の如何に関わらず、申込アドレスに対し、審査結果に関する通知を、ウェルカムメッセージの表示を希望する日の2営業日前までに送信します。

3 前項に基づく通知は、表示申込みの審査結果の内容によって、以下のいずれかの定めにしたがうものとします。

(1) 会社が表示申込みを許可する場合、当該許可を内容とする通知を送信した時をもって申込者の表示申込みは許可されたものとします。

(2) 会社が表示申込みを許可しない(お断りする)場合、申込者は、かかる通知内容につき、異議申し立てその他の再審査にかかる申立てをすることはできず、ウェルカムメッセージは表示されないことが確定します。

(審査基準)

第10条 会社は、表示申込みが次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、ウェルカムメッセー

ジの表示をお断りします。申込者は、会社がウェルカムメッセージ表示をお断りする場合において、その理由を開示しないことを予め了承するとともに、ウェルカムメッセージの表示を断られたことにつき、理由の如何を問わず異議を述べ、あるいは何らかの請求をしないことを予め了承するものとします。

- (1) 対象団体が第2条の規定に該当しないと認められるとき
- (2) 申込者が第3条の規定に該当しないと認められるとき
- (3) 特定の政治活動、宗教活動と認められるとき
- (4) 著作権者の許可を得ていない著作物の内容があると認められるとき
- (5) 第三者（対象団体及びその構成員を含むものとする。以下同じ）の権利が侵害されると認められるとき
- (6) 差別的な内容、他人に対するいやがらせ、悪口、脅し、わいせつな内容その他公序良俗に反する内容があると認められるとき
- (7) 個人のプライバシーに関わる情報（例：名前・住所・電話番号）の内容があると認められるとき
- (8) 表示が広告目的と認められるとき、または、営利活動の一環であると認められるとき
- (9) 成田国際空港管理規程に反すると認められるとき
- (10) 空港管理上支障があると認められるとき
- (11) 次条第1項第2号又は第3号に該当すると認められるとき
- (12) 申込者の代表者氏名又は団体名の別を問わず、過去に次条第1項第2号ないし第4号に該当し、表示申込みにかかる許可が取り消された者からの申込みと認められるとき
- (13) その他会社が適当でないと認めたとき

（表示申込み許可の取消）

第11条 会社は、第9条第3項第1号により表示申込みを許可した後であっても、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前の通告なく表示申込み許可を取り消すことができるものとします。

なお、表示申込み許可の取消によって申込者に生じた損害については、会社はその責を負いません。

- (1) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 第16条の暴力団等反社会的勢力に該当若しくは関与する者であると認められるとき、又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 第8条による表示申込みの際し、虚偽の若しくは事実と反する申請があったとき、又はそのおそれがあると認められるとき
- (4) 第三者から権利を侵害している旨の申し出があり、会社が表示申込み許可を取消することが妥当と判断したとき

2 前項の規定により、表示申込み許可の取消を受けた者に対して、会社は、今後ウェルカムメッセージの表示をしない場合があります。

（申込者からの取消）

第12条 申込者は、ウェルカムメッセージの表示の取消又はウェルカムメッセージの表示日時及び表示場所の変更をすることができません。ただし、会社が認めるときはこの限りではありません。

(会社の免責等)

第13条 会社は、ウェルカムメッセージの表示に関して、申込者に損害が生じたとしても、その責任を一切負いません。

2 ウェルカムメッセージの表示に関して、第三者に損害が生じたとき、又は、第三者からのクレーム等があったときは、申込者がその費用負担と責任において対処することとし、会社はそれらの損害やクレーム等につき責任を一切負いません。会社が当該第三者に対し損害の賠償等を行った場合、会社は申込者に対し、当該賠償等にかかる金員のほか当該賠償等を行うに要した一切の費用及びそれらの支払請求を申込者に対して行なうに要する一切の費用の支払を請求するものとし、申込者は、会社によるこれらの請求にかかる金員のすべてを支払うものとします。

(不可抗力)

第14条 会社は災害、事故、デジサイの故障、その他空港運営上のやむを得ない理由により、予告なくウェルカムメッセージの表示サービスを提供できない場合があります。ウェルカムメッセージの表示サービスを提供できないことによって申込者に生じた損害については、会社はその責を負いません。

(申込者名の表示の承諾)

第15条 申込者は、ウェルカムメッセージの表示にあたり、デジサイ上に申込者名を併せて表示することについて予め承諾するものとします。

2 前項に定める申込者名の表示に関し、申込者は異議申し立て等を行うことはできません。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第16条 暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力)に該当若しくは関与する者が含まれる申込者による表示申込み、又は、暴力団等反社会的勢力に該当若しくは関与する者が含まれる対象団体に対してのウェルカムメッセージの表示はお断りさせていただきます。

(個人情報の取扱)

第17条 個人情報について、会社はデジサイ運営に係る業務のために利用するものとします。デジサイにおける個人情報の取扱については成田国際空港株式会社WEBサイトに記載の『個人情報保護への取組みについて』(<http://www.naa.jp/jp/privacy/index.html>)を適用します。

2 会社は、ウェルカムメッセージの表示に関し、会社の業務委託先である株式会社グリーンポート・エージェンシーに対して個人情報を含む業務遂行上必要な情報を提供することとし、申込者はこれを承諾するものとします。

(約款の改訂)

第18条 会社は、必要に応じてこの約款を改訂することができるものとします。なお、改訂に関する異議申し立ては受け付けません。

2 前項の場合、ウェルカムメッセージが表示される日時において、新たな約款が適用されるものとします。

(言語)

第19条 この約款は、日本語及び英語の双方により作成されます。両言語版の解釈の間に疑義が生じたとき又は両言語版の間に齟齬があるときは、日本語版を優先するものとします。

(管轄裁判所)

第20条 ウェルカムメッセージの表示サービスに関連する紛争については、会社の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(その他)

第21条 その他必要な事項は会社が定めます。

附則

本約款は、平成28年9月1日より実施します。

附則

(ア)を付した第6条第1項の改正は、令和元年10月27日より適用とします。